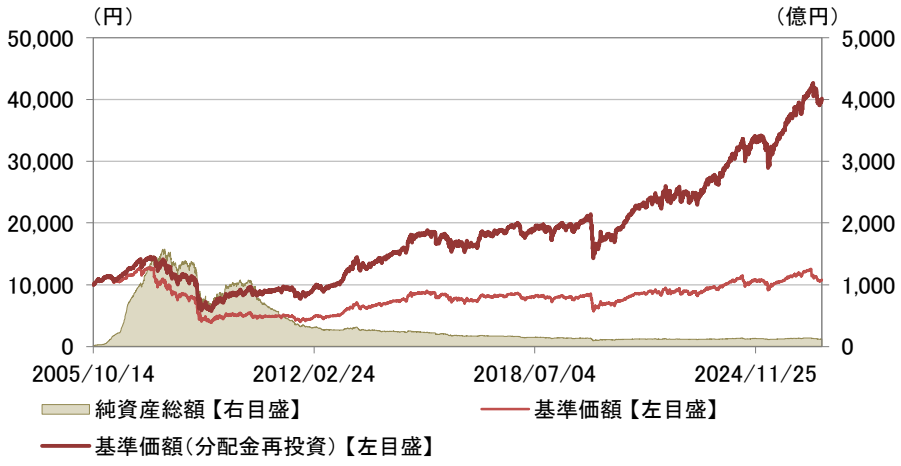
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

月次レポート

2026年
10月30日現在

■基準価額および純資産総額の推移



・基準価額、基準価額（分配金再投資）は、運用管理費用（信託報酬）控除後の値です。
・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
・基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

■基準価額および純資産総額

基準価額（1万口当たり）	10,816円
前月末比	+191円
純資産総額	121.86億円

■分配金実績（1万口当たり、税引前）

決算期	決算日	分配金
第252期	2026/10/13	25円
第251期	2026/09/14	25円
第250期	2026/08/12	25円
第249期	2026/07/13	1,200円
第248期	2026/06/12	25円
第247期	2026/05/12	25円
設定来累計		11,135円

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■騰落率

	過去1ヵ月	過去3ヵ月	過去6ヵ月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	2.0%	−3.9%	−0.6%	9.3%	53.1%	301.7%

・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
・分配金実績がある場合は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。

■資産構成

	比率
株式	32.8%
債券	32.4%
REIT	32.6%
コールローン他	2.2%

・比率は純資産総額に対する各マザーファンド受益証券の割合です。

■組入上位10通貨

	通貨	比率
1	米ドル	77.0%
2	日本円	7.4%
3	ユーロ	6.3%
4	英ポンド	4.0%
5	豪ドル	1.9%
6	スイスフラン	1.2%
7	シンガポールドル	1.2%
8	香港ドル	0.5%
9	ノルウェークローネ	0.4%
10	カナダドル	0.1%

・為替予約等を含めた実質的な比率です。

■当月の基準価額の変動要因（概算）

	寄与度（円）
株式	109
債券	54
REIT	66
信託報酬等	−14
分配金	−25
基準価額（分配落後）	191

・基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その正確性、完全性を保証するものではありません。（各資産の変動要因は、投資対象とするマザーファンドの値動き等より算出。）

・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。・原則として、比率は純資産総額に対する割合です。・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

※後記の「本資料のご利用にあたっての注意事項等」をご覧ください。

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

月次レポート

2026年
10月30日現在

■運用担当者コメント

【市況動向】
先進国の株式市況は上昇しました。中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇を受け、物価高への懸念から下落する局面もありましたが、先進国各国の長期金利の低下や、一部の企業の人工知能（AI）関連分野への投資拡大期待等を背景に投資家心理が一時的に改善する局面もあり、市場は複数の材料を織り込みながら推移しました。
先進国の不動産投資信託（REIT）市況は上昇しました。AI関連銘柄の下落を受けて投資家のリスク回避姿勢が強まり、先進国各国の長期金利が低下したこと等がプラス材料となりました。新興国の債券市況は上昇しました。
米ドルは、AI関連銘柄の下落を受けたリスク回避の円買いを背景に下落する局面もありましたが、AI関連銘柄の持ち直し等を背景に上昇する局面もあり、月を通じて見ると対円で概ね変わらずとなりました。

【運用状況】
当月のファンドの運用については、各マザーファンドの比率の調整を行いながら、高位の組入比率を保ちました。

【今後の運用方針】
引き続き各マザーファンドへ純資産総額に対して3分の1程度となるよう投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

（運用責任者：加納 良樹）

・市況の変動等により方針通りの運用が行われない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

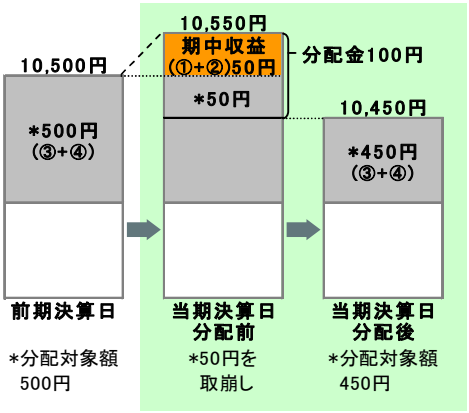


●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

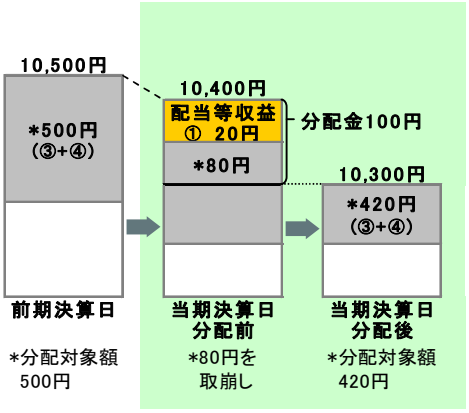
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



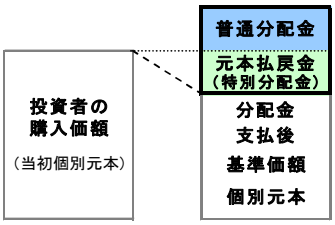
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

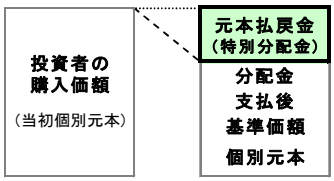
●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定（購入時手数料を含む場合と含まない場合があります）、口数指定のいずれかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

[金額を指定して購入する場合]（購入時手数料を含む場合）

例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料（税込）をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

[口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円（1万口当たり）の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料＝（10,000円÷1万口）×100万口×手数料率（税込）となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

ファンドの目的・特色

■ファンドの目的
信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

■ファンドの特色
特色１　世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。
・「グローバル株式インカム　マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン　マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン　マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート（上場不動産投資信託）*および新興国（エマージング・カントリー）の債券を主要投資対象とします。
・原則として、為替ヘッジは行いません。
*【リート（上場不動産投資信託）】複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

特色２　各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
・3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色３　毎月決算を行い、収益の分配を行います。
・毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
収益分配方針
・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
・原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。
・毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ファンドのしくみ
・ファミリーファンド方式により運用を行います。
＜当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド＞
グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンド、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

【各マザーファンドの特色】
グローバル株式インカム マザーファンド
1 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
　・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
2 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
　原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
3 原則として、為替ヘッジは行いません。
資金動向や市況動向等によっては、1～3のような運用ができない場合があります。
4 UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

ワールド・リート・オープン マザーファンド
1 世界各国のリート（上場不動産投資信託）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
　・リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
2 ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種（セクター）配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
3 原則として、為替ヘッジは行いません。
4 シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシー（CBRE IM LRA）に運用指図の権限を委託します。
資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

ファンドの目的・特色

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

1 新興国（エマージング・カントリー）のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

2 グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

・新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。

・J.P. Morgan EMBI Global Diversified（円換算）をベンチマークとします。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、1～3のような運用ができない場合があります。

4 ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified：情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものですが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等、運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	・株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。 ・リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
金利変動リスク	・金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落して当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。 ・投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。
為替変動リスク	当ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
信用リスク	・投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。 ・債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。
カントリー・リスク	・投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、当ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。 ・新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。 ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。 ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。 ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。 ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
流動性リスク	・有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。 ・一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ（「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」）をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2005年10月14日設定）
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または10億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にご確認ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入価額に対して、上限3.30%（税抜 3.00%）（販売会社が定めます） （購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。）
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額
お客さまが信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に対して、年率1.496%（税抜 年率1.36%）をかけた額
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社（ファンドの運用の指図等）
三菱UFJアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会
＜ホームページアドレス＞ https://www.am.mufg.jp/
＜お客さま専用フリーダイヤル＞ 0120－151034
（受付時間 営業日の9:00～17:00）

●受託会社（ファンドの財産の保管・管理等）
三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

2026年10月30日現在

販売会社情報一覧表

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称：グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

商号	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1号	○				
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	
安藤証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第1号	○				
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第169号	○				
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第6号	○				
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第64号	○	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第16号	○				
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○		○		
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第1号	○				
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○	○			
第四北越証券株式会社（※）	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○				
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第110号	○		○		
株式会社千葉興業銀行（※）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○			○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第120号	○				
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第32号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○		○	○	
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第138号	○	○			
フィリップ・キャピタル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第127号	○		○		○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○		
北洋証券株式会社（※）	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第19号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	○
株式会社三菱UFJ銀行（インターネット専用）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）（インターネットトレードのみ）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱UFJ　eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○	○		○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	○
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○			○	
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第185号	○				
豊証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第21号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第199号	○				

・商号欄に＊の表示がある場合は取次販売会社です。・商号欄に（※）の表示がある場合は新規申込のお取扱いを中止しております。